

第5章

すべての親が約束を！～取決め支援～



Ⅰ 総論

第3章（47頁）、第4章（63頁）で記したとおり、明石市では、すべてのこどもに愛情と栄養を届けるため、面会交流支援と養育費確保支援に、段階的に丁寧に取り組んできた。

取組にあたり、多くの当事者から声を聞く中で、そもそも養育費や面会交流について取決めをせずに離婚や別居をしている親子が極めて多いという現状が浮かび上がってきた。

「とにかく別れたかった。相手と関わりたくない。」
「養育費をもらえとは思わなかった。」



これらは、取決めをせずに離婚や別居をした親からよく聞く言葉である。

現に、厚生労働省の調査（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）によると、養育費について取決めをしている母子家庭は42.9%と半分にも満たず、面会交流について取決めをしている母子家庭は24.1%と4分の1未満である。

そこで、明石市では、養育費や面会交流についての取決めを促すため、参考書式を配布し、相談体制を充実させ、調停調書や公正証書などの債務名義を作成するための公費による助成も行っている。

夫婦間の葛藤は様々であり、DV等の場合には特別な配慮が必要であることは言うまでもないが、すべてのこどもが愛情と栄養を確実に受け取れるようにするため、すべての親が家族の事情に応じた約束をできるようにサポートすることが、行政に求められている役割というべきである。

2 ひながたの提供－参考書式の配布

(1) 開始時期

2014年4月

(2) 経緯

「養育費や面会交流について、何をどのように決めたらよいか分からない。」という市民からの相談が増えたことから、父母間の話し合いのきっかけや参考資料としてもらうため、明石市独自の書式を作成した。

(3) 内容

① こども養育プラン

こどもの生活拠点、養育費及び面会交流等について書く欄が設けられている。父母それぞれが自分の希望を書き込み、話し合いのためのメモとして活用する。

② こどもの養育に関する合意書

こどもの親権、養育費の額・支払期限・支払期間及び面会交流の頻度・方法・場所・連絡方法等について書く欄が設けられている。「こども養育プラン」をもとに父母間で話し合っ合意した内容を記載し、末尾に各自が署名することで、法的拘束力を持たせることができる。

③ 合意書・養育プラン作成の手引き

「こども養育プラン」や「こどもの養育に関する合意書」の書き方や記入例が記載されている。

(4) 配布方法

相談時や離婚届の配布時にあわせて配布している。



(5) 効果

児童扶養手当の現況届提出者を対象としたアンケート結果によると、この参考書式を実際に活用したり参考にしたりしている親が少なからずいることから、取決めの促進に一定の効果を上げている。

現に、法務省の発表によると、2015年度の養育費取決め率が全国平均で6割のところ、明石市では7割であったことから、参考書式が養育費の取決め率向上に寄与したことが裏付けられる。

(6) 明石から全国へ

参考書式は明石市役所内部で印刷しており、予算も紙代程度と僅かであることから、他の自治体でも同じように配布することは極めて容易である。現に、明石市を参考に、鹿児島市や愛知県半田市なども相次いで同様の取組を始めており、これはまさに普遍性の表れといえる。

さらに、2016年10月には、法務省が明石市の書式を参考に「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」を作成し、全国の法務局を通じて全国の自治体で配布を開始した。明石市の取組が全国に広がった瞬間である。

この最初の一步が、他の自治体に徐々に広がり、開始から2年半後に遂に国を動かしたのである。



明石から全国へ！
(2016年10月～)



こどもの養育に関する合意書

1. 親権

こどもの親権については以下のとおりとします。

	名前	性別	生年月日	親権者
第1子	ふりがな	男・女	年 月 日生	父 ・ 母
第2子	ふりがな	男・女	年 月 日生	父 ・ 母

2. 養育費

〔父・母〕は〔父・母〕に対して、以下の条件でこどもの養育費を支払うこととします。ただし、父母の経済的状況が変更した場合には、協議の上変更することとします。

	養育費の額	養育費の支払期限	養育費の支払期間	
			いつから	いつまで
第1子	円 □ 毎月 () 日まで □ () まで	□ この取決めの月から □ () から	□ 満 () 歳の誕生日まで □ 満 () 歳に達した後の3月まで □ 以下の学校を卒業するまで □ 高校 □ 大学 □ () □ () まで	
第2子	円 □ 毎月 () 日まで □ () まで	□ この取決めの月から □ () から	□ 満 () 歳の誕生日まで □ 満 () 歳に達した後の3月まで □ 以下の学校を卒業するまで □ 高校 □ 大学 □ () □ () まで	
その他（入学、進学、習い事、入院や手術にかかる費用等の負担について）				
養育費の支払方法（口座振込の場合にかかる手数料は、支払者が負担します。）				
口座振込	第1子		第2子	
	金融機関名 本・支店名 □ 座の種類 □ 座の番号 □ 座の名義	銀行 信用金庫 協同組合 店 その他 ()	金融機関名 本・支店名 □ 座の種類 □ 座の番号 □ 座の名義	銀行 信用金庫 協同組合 店 その他 ()
その他				

3. 面会交流

こどもの面会交流（離れて暮らす父や母がこどもと定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流すること）については、以下のとおりとします。面会交流の際は、こどもの安全と安心を第一とします。

交流の頻度と方法	交流の場所	父母の連絡方法
<input type="checkbox"/> こどもが望むときいつでも <input type="checkbox"/> () 週間に () 回程度 日帰り () 時間程度 宿泊 () 泊程度 <input type="checkbox"/> () ヶ月に () 回程度 日帰り () 時間程度 宿泊 () 泊程度 <input type="checkbox"/> 手紙や電話など () その他特記事項	<input type="checkbox"/> 公園・近隣施設など <input type="checkbox"/> 面会する親の自宅 <input type="checkbox"/> その都度協議 <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 手紙 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> () を通じて <input type="checkbox"/> ()

こどもの養育について、以上のとおり合意します。

年 月 日

父			
氏名		印	電話 () メール () 緊急連絡先 ()
現住所	〒 ()		

母			
氏名		印	電話 () メール () 緊急連絡先 ()
現住所	〒 ()		

こども養育プラン

あなたの養育プランを書き込みましょう。こどもの養育に関する話し合いのためのメモとしてご利用ください。

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

記入者氏名 _____

こどもの生活拠点

(お子様が生活する場所を書き込みましょう。)

	名前	性別	生活の拠点
第1子	ふりがな	男 ・ 女	父の家・母の家・その他 ()
第2子	ふりがな	男 ・ 女	父の家・母の家・その他 ()

養育のための費用

(大切なお子様の健やかな成長のために使われるお金です。お父さんお母さんが負担可能な範囲で必要と思われる金額を書き込みましょう。)

	養育費の額	養育費の支払時期	養育に関する特記事項
第1子	月額 円	から まで	
第2子	月額 円	から まで	
その他 (入学、進学、習い事、入院や手術にかかる費用について)			

離れて暮らすお父さん、お母さんとの交流について

(離れて暮らすお父さんやお母さんがお子様と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流する方法を書き込みましょう。交流に際しては、お子様の安全と安心を第一に考えましょう。)

交流の頻度と方法 (こどもが望むときいつでも) (〇週間に〇回程度 日帰り〇時間程度) (〇ヶ月に〇回程度 宿泊〇泊程度) (手紙や電話など)	
交流の場所 (公園・近隣施設、その都度協議など)	
お父さんとお母さんの連絡方法 (メール、手紙、電話、FAXなど)	

その他

お子さんの健やかな成長のために

～養育費と面会交流～

子どもたちが安心して暮らし、健やかに成長していけるよう、離婚の際にお父さん、お母さんとしてできることを考えておきましょう

合意書・養育プラン作成の手引き



平成24年4月1日より民法の一部が改正され、協議離婚の際には子の監護者（親権者）だけでなく、「面会交流」や「養育費」についても定めることとされ、その取り決めにあたっては、「子の利益を最も優先して考慮しなければならぬ」旨が明記されました。

明石市政策局 市民相談室
 〒673-8686
 明石市中崎1丁目5番1号
 ☎ 078-918-5002
 FAX 078-918-5102

相談窓口のご案内

◎明石市役所

相談の種類	相談の内容	相談日時	相談場所
こども養育専門相談	離婚の際の養育費や面会交流に関することなど	毎月第4木曜日 13:00～16:00 毎月1日の朝8:55から電話でその月の予約（ただし、閉庁日の場合は翌閉庁日）	市民相談室 ☎918-5002
法律相談（弁護士）	多重債務・離婚・相続など法律問題全般	毎週火・金曜日 13:00～16:00 当日の朝8:55から電話予約	第2月曜日 大久保市民センター 第3月曜日 魚住市民センター 第4月曜日 二見市民センター
出張法律相談（弁護士）	多重債務・離婚・相続など法律問題全般	13:30～16:30 毎月1日の朝8:55から電話でその月の予約（ただし、閉庁日の場合は翌閉庁日） ☎918-5002 (市民相談室)	あかし男女共同参画センター 女性のための相談室 (アスビア明石北館7・8階) ☎918-5611
母子・父子相談	ひとり親家庭に関する生活相談	原則第3木曜日 13:30～15:30 予約受付時間 火曜日～日曜日 9:00～17:00	児童福祉課 ☎918-5182
就労相談	ひとり親家庭の父母の自立に向けた就労に関する計画を策定するなどの支援	月～金曜日 9:00～17:00	

※詳しくは、担当課にお問い合わせください（土（一部を除く）・日・祝日、年末年始は休み）
 ◎その他の機関

◆養育費相談支援センター
 電話相談 03-3980-4108 0120-965-419（携帯電話使用不可）
 平日（水曜日を除く）10:00～20:00 水曜日 12:00～22:00
 土/祝日（年末年始を除く）10:00～18:00
 メール相談 info@youkuhi.or.jp
 ◆公益社団法人家庭問題情報センター 大阪ファミリー相談室（有料）
 ☎ 06-6943-6783 受付時間 月～金（年末年始、祝日を除く）10:00～16:00

子どもの養育に関する合意書

記入例

1. 親権

子どもの親権については以下のとおりとします。

氏名	性別	生年月日	親権者
明石 花子	女	2018年 1月 1日生	父 ・ 母
明石 太郎	男	2020年 4月 1日生	父 ・ 母

2. 養育費

(父・母)は(父・母)に預けて、以下の条件で子どもの養育費を支払うこととします。ただし、父の経済的状況が変更した場合には、協議の上変更することとします。

養育費の額	養育費の支払期間		いつまで
	いつから	いつまで	
第1月額 35,000円	毎月(25)日まで	<input checked="" type="checkbox"/> この取決め月から <input type="checkbox"/> 以下の学校を卒業するまで	満()歳の誕生日まで <input checked="" type="checkbox"/> 満(20)歳の誕生日まで <input type="checkbox"/> 以下の学校を卒業するまで
第2月額 35,000円	毎月(25)日まで	<input checked="" type="checkbox"/> この取決め月から <input type="checkbox"/> 以下の学校を卒業するまで	満()歳の誕生日まで <input checked="" type="checkbox"/> 満(20)歳の誕生日まで <input type="checkbox"/> 以下の学校を卒業するまで

その他(入学、進学、習い事、入寮や手帳にかかる費用等の負担について)

・小学校への入学時には給食として、10万円を支払う。その後の進学校制については、双方協議する。
・入寮、手帳に要する経費等は、双方が半額ずつ負担する。

養育費の支払方法(口座振込の場合に支払者が負担します。)	
第1子	銀行(通入口座) 協同組合 天文 銀行(通入口座) 協同組合
第2子	銀行(専用口座) 協同組合 天文 銀行(専用口座) 協同組合
口座の種別	明石支店 普通
口座の番号	12345 67890
口座の名義	アカシ ハナコ

3. 面会交流

子どもの面会交流(離れて暮らす父や母が子どもと定期的に、継続的に会うこと)を確保し、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流することについては、以下のとおりとします。面会交流の際は、子どもの安全と安否を第一とします。

交流の頻度と方法	交流の場所	父との連絡方法
<input checked="" type="checkbox"/> (1) 週間に(1)回程度	<input checked="" type="checkbox"/> 公園・児童館等	<input checked="" type="checkbox"/> メール
<input checked="" type="checkbox"/> (6) 月に(1)回程度	<input type="checkbox"/> 公園・児童館等	<input type="checkbox"/> 手紙
<input type="checkbox"/> 手紙や電話など	<input type="checkbox"/> 面会する際の自宅	<input type="checkbox"/> 電話
	<input type="checkbox"/> その都度協議	<input type="checkbox"/> FAX
	<input type="checkbox"/> 宿泊()	<input type="checkbox"/> その他()を通じて
	<input type="checkbox"/> 宿泊(2)泊程度	

その他特記事項

・毎月1日(午前11時)に神戸公園で待ち合わせ。詳細については、メールで協議する。
・誕生日には、手紙を送る代わりにプレゼントを贈る。
・双方への移動は、事前に協議の上、互いに了承する。

子どもの養育について、以上のとおり合意します。

父	平成 26 年 5 月 1 日
氏名	明石 一郎
住所	神戸市中央区加納町6丁目5番1号
電話番号	(090-1234-5678)
メールアドレス	(abc@dd.ne.jp)

母	
氏名	明石 さくら
住所	神戸市中央区加納町6丁目5番1号
電話番号	(090-8765-4321)
メールアドレス	(xyz@ef.co.jp)

「子どもの養育に関する合意書」は、父母がお互いの約束事を証明する文書で、双方が署名することにより二人の間での契約書となります。2通作成し、双方で1通ずつ保管してください。なお、市に提出していただくものではありません。

1 親権

親権は、親が子を監護養育する権利と義務で、婚姻中は父母が共同で行使しますが、離婚後は、父母の一方が親権者となります。未成年の子がいる夫婦の離婚では、離婚届を提出する際、子それぞれの親権者を決める必要があります。

いずれの親と暮らすのが子の福祉に通うのか、父母が子の福祉の視点に立ってしっかりと話し合いをする必要があります。

2 養育費

親権者を決めるのと平行して、金額、支払時期、支払期間、支払方法を具体的に決めておきましょう。養育費は、子どものためのものです。子どもと離れて暮らす親との関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めましょう。

① 養育費の額

父母で話し合っ決めて決めますが、折り合いがつかない場合は、東京・大阪養育費研究会が策定した「養育費算定表」が参考になります。「養育費算定表」は、公表されており、市のホームページ等で見ることができます。

子どもが複数の場合は、それぞれの額を決めておきましょう。

② 養育費の支払期限

支払いの時期を決めてください。毎月決めた日までに支払いましょう。

③ 養育費の支払期間

支払いの始期と終期を決めておきましょう。

④ その他

定額の養育費とは別に、入学金や医療費などの臨時的な費用負担等についても決めておくこととよいでしょう。

⑤ 養育費の支払方法

支払方法(口座振込など)を決めておきましょう。複数の子どもがいる場合は、それぞれについて決めておくこととよいでしょう。

3 面会交流

面会交流は、子どものためのものです。子どもにとってどのような面会交流が望ましいかという視点から、具体的な条件を取り決めておきましょう。

① 交流の頻度と方法

週又は月に何回、何時間、宿泊(宿泊程度)、手紙や電話のやりとりを認めるかなどを決めておきましょう。

② 交流の場所

交流する場所を決めておきましょう。また、待ち合わせ場所も決めておくことが望ましいでしょう。

③ 父母の連絡方法

連絡方法の手段を具体的に決めておくことが望ましいでしょう。

④ その他特記事項

事情が変わった場合は再度協議することや、誕生日のプレゼントや交通費等の費用負担などについても取り決めておくことが望ましいでしょう。

記入例

こども養育プラン

ver.02

あなたの養育プランを書き込みましょう。こどもの養育に関する話し合いのためのメモとしてご利用ください。

記入日 2020年4月1日
記入者氏名 明石 一郎

こどもの生活拠点

(お子様が生活する場所を書き込みましょう。)

第1子の氏名	性別	生活の拠点
第1子 あかし 明石 花子	男・女 男・女	父の家・母の家・その他()
第2子の氏名	男・女	父の家・母の家・その他()
あかし 明石 太郎	男・女	父の家・母の家・その他()

養育のための費用

(未知のお子様の費用が成長のために使われる場合があります。お父さんお母さんが負担可能な範囲で想定される金額を書き込みましょう。)

養育費の額	養育費の支払時期	養育に関する特記事項
第1子 1月額 30,000円	2020年4月から 第20歳の誕生日まで	
第2子 2月額 30,000円	2020年4月から 第20歳の誕生日まで	

その他(入学、進学、習い事、入寮や手帳にかかる費用について)

- 養育費とは別に小学校入学の際には、準備金10万円を支払う。

離れて暮らすお父さん、お母さんとの交流について

(離れて暮らすお父さんお母さんとお母さんのお子様と接触し、継続的に会うて話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手帳などで交流する方法を書き込みましょう。交流に際しては、お子様の安全と安心を第一と書いましょう。)

交流の頻度と方法 (こどもの希望と合わせても) (0ヶ月に0回程度 日中の時間帯) (0ヶ月に0回程度 昼間の時間帯) (手紙や電話など)	<ul style="list-style-type: none"> 毎週日曜日に子どもと過ごしたい。 夏休みや冬休みには、子どもと旅行したい。 誕生日には、手紙を送ったプレゼントを贈りたい。 学校行事に参加したい。
交流の場所 (公園・児童館、その他指定場所など)	<ul style="list-style-type: none"> 往き合わせは、母親が近くの公園とする。 場所については、遊園地やショッピングセンターなど子どもと楽しめる場所とした。
お父さんとお母さんの連絡方法 (メール、手紙、電話、FAXなど)	<ul style="list-style-type: none"> メールで連絡する。

その他

・遠方に転居となった場合は、夏休みや冬休みなどにゆっくりと子どもと過ごしたい。

「こども養育プラン」は、父母がこどもの養育（養育費や面会交流など）のことについて考えていることを書き留めておくもの（メモ）で、話し合いの際の参考にしてください。

- こどもの生活拠点
離婚後に子どもが生活する場所を記入してください。
お子さんの親権を父母のどちらにするかを決める必要があります。
- 養育のための費用
養育費の金額、支払時期、支払方法などを具体的に考えておきましょう。
- 離れて暮らすお父さん、お母さんとの交流について
面会交流のことについて、頻度と方法、場所、連絡方法などを具体的に考えておきましょう。

※ 「こどもの養育に関する合意書」の手引きも参考に記入してください。

「こどもの養育に関する合意書」及び「こども養育プラン」の作成にあたって

- ◆合意書・養育プランは、市に提出していただくものではありません。
- ◆合意書・養育プランを作成しないと離婚届が受理されないということはありません。
- ◆合意書・養育プランは、調停・裁判、公正証書作成などの際の資料としてもご利用ください。
- ◆これらの参考書式は、様式が定まっているものではなく、一般的に必要なと考えられる項目を記載しているものです。双方がお子さんの立場に立って、事案に応じて充実した内容を取り決めてください。



※ 面会交流はこどもの安全と安心が前提となります。
DVなどの場合には、特別な配慮も必要です。
配偶者暴力相談支援センター（☎918-5186）にお問い合わせてください。

養育費とは？

養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用です。一般的に言えば、未成年者（経済的・社会的に自立していない子）が自立するまで要する費用で、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などです。この世に生を受けた子どもに親としてその生活を保障し、心の成長を支えることは、当然の責任です。養育費の支払いは、親として子に対する最低の義務であり、別れて暮らす親と子を結ぶ絆であり、親子である証になるものです。

養育費取り決めの時期と方法は？**1 話し合いで決める**

話し合いで納得いく結論に至るのがベストです。離婚するとき、親権を決めるとの平行して、金額、支払時期、支払期間、支払方法など細かい点まで着詰める必要があります。結果は、口約束だけでなく、書面にしましょう。費用や手間はかかりますが、公証現場で、公正証書にするのが望ましいでしょう。公正証書にしておくと、万一、不払いになっても、強制執行（差し押さえ）ができるのです。

2 家庭裁判所の調停や審判などで決める

未成年の子どものある夫婦の離婚調停では、養育費の取り決めをするのが普通です。また、離婚届を出してからでも、養育費請求の申し立てをすることもできます。調停での話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所では審判で養育費を決めます。家庭裁判所の調停や審判で決まれば執行力のある債務名義と同じような効果があるので、いざというときには、強制執行（差し押さえ）もできます。

3 家庭裁判所の裁判で決める

離婚を求め訴えで、離婚と同時に養育費について、判決で決めてもらうこともできます。

4 離婚後の養育費の請求

養育費は、離婚時に決めていなくても、子どもの必要や親の支払能力に応じ、いつでも、請求できます。

5 事情の変更があつた場合の養育費の金額の変更

養育費は、長い年月継続するものです。その間、生活状況が大きく変化し、以前に決めた養育費が実情に合わなくなることもあるでしょう。一緒に暮らす親にすれば、子どもの成長や病気など監護費用が増えることもあるでしょう。また、別れて暮らす親からすれば、再婚して扶養家族が増えた場合や転職により、減収となる場合もあるでしょう。そういう場合、増額や減額の話し合いができれば、養育費額の変更について、家庭裁判所の調停・審判を申し立てることができます。

面会交流とは？

離婚後あるいは別居中に、別れて暮らす親子が面会したり、連絡しあったりすることを「面会交流」といいます。

両親は離婚して他人になっても、親子の関係は変わりません。子どもの福祉を害しない限り面会交流を実施することが子どもと親の健康な発達を促すと考えられています。子どもは、表面上はともかく心の底では両方の親から愛されたいと願っているからです。養育費が別れて暮らす子への経済的支援だとすれば、面会交流は、精神的支援であり、いずれも親と子の絆を強めるものです。

面会交流が円滑に行われるために、父母は十分に子の利益が図られるようお互いに協力する必要があります。このため、父母は離婚協議の中で、双方が納得できる内容や方法についてよく話し合うことが大切です。

子どもと会わずに養育費をもらいたいのですが？

養育費と子どもに会うこと（「面会交流」と呼んでいます）とは別の問題です。面会交流を実施しなくても養育費を請求することはできます。しかし、子どもに会うことは養育費を支払う励みになることでしようし、別れた親と子が良い関係を持てるようにすることは子どもの成長にとっても大事なことです。会わせることが難しいような事情がある場合には、最近の子どもの様子を知らせたり、写真などを送ってあげるといった方法もあります。

— 面会交流を真に子どものものにするために —

面会交流は、離婚の怨念や係争中の事件の駆け引きの道具にされてはなりません。親の離婚を経験している子どもは、父親にも母親にも愛されたいと願っています。そのために、自分が微妙な立場にいることを自覚しており、例えば、別居している親がプレゼントしようとしても、子どもは、同居している親、きょうだい、祖父母はどう思うかを考え、要らないと言いかも知れません。面会交流の場は、物で子どもを慰めようとするのではなく、子どもに父親の愛、母親の愛を感じ取ってもらう場です。面会交流を終えた子どもが、「楽しかった！」と素直に言えて、それを聞いた同居親が「よかったネ」と言ってもらえるような交流であることを願っています。

公益社団法人 家庭問題情報センター発行「家庭問題情報誌 ふぁみりお 第39号『子どもたちへの応援歌』（2006.10.26発行）」より

3 相談体制の充実—こども養育専門相談

(1) 開始時期

2014年4月

(2) 経緯

養育費や面会交流についての相談内容は、法律面にとどまらず多岐にわたっていることが多いため、複合的な相談について時間をかけて相談できるように、定例の弁護士相談以外に、新たに専門家による総合相談を開始して、相談体制を充実させた。

(3) 内容

公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)大阪ファミリー相談室の相談員（家庭裁判所調査官経験者など）が、毎月1回（3枠）、離婚時等におけるこどもの養育に関する複合的な相談に応じている。

(4) 効果

相談件数は年間約25件（全枠の約70%）で、ニーズは比較的高い。

弁護士による法律相談が20～30分であるのに対し、相談時間が1時間と長いので、ゆっくり相談できるメリットがあり、利用者からも「時間をかけていろんなことを相談できてよかった。」と好評である。

FPICへの委託費用も低額（年間約20万円）であることから、FPICと調整できれば、他の自治体でも同じように実施することは十分可能である。



家庭問題情報センター (FPIC)

FPICは家族紛争の調整や非行少年の更生に長年たずさわってきた元家庭裁判所調査官が中心となって平成5年3月に設立された民間団体です。さらに家庭問題解決に専門的知見を持つ各分野からの会員も加わり、健全な家族関係の実現に貢献するために、さまざまな活動を行っています。

■ 大阪ファミリー相談室の活動

- 相談 家庭、家族をめぐる不安や悩みなどの相談を行います。
- 面会交流援助 子どものよりよい発達のため、一緒に暮らせない親子の交流を仲立ちします。
- 調停 (ADR) 離婚協議及び離婚後の子の監護に関する調停をします。
- 後見人の受任 家庭裁判所からの選任により受任しています。
- 公正証書遺言者への支援 遺言者の依頼により、公正証書作成の立会証人となります。
- 鑑定 刑事事件の情状鑑定や離婚に伴う親権者の適格性などの鑑定を裁判所から受命しています。
- 研究・研修 家庭問題についての研究のほか、セミナーや研修に講師派遣を行います。また、自治体等の養育費相談者研修にも講師を派遣します。

■ 全国のファミリー相談室

東京、横浜、千葉、宇都宮、新潟、名古屋、広島、松江、福岡などにも相談室を開設しています。

公益社団法人家庭問題情報センター 大阪ファミリー相談室

■ 大阪ファミリー相談室へのアクセス

- 住所 〒 540-0026

大阪市中央区内本町1-2-8

T.S.K.ビル9階

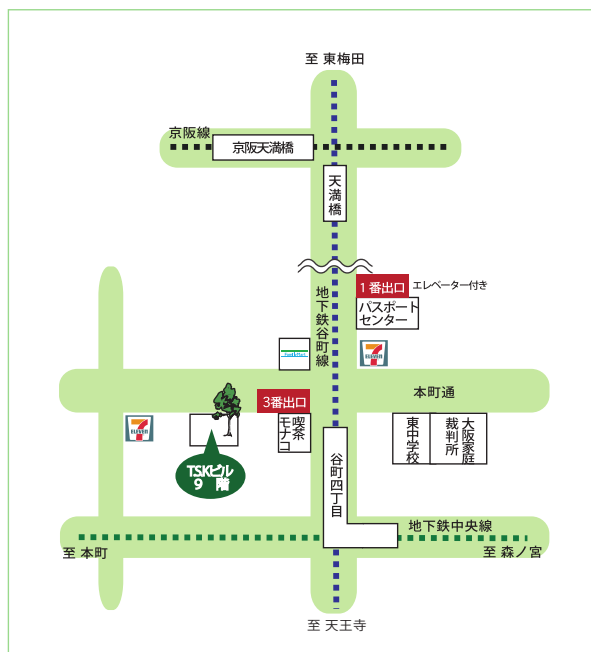
- 電話 06-6943-6783
- FAX 06-4792-7535
- 交通

大阪市営地下鉄谷町線・中央線

「谷町四丁目」駅下車

③番出口を出て西へ徒歩2分

(駐車場はありません)



ご相談ください
あなたと家族の
明日に向けて



公益社団法人家庭問題情報センター



大阪 大川・桜宮橋 (銀橋)

公益社団法人家庭問題情報センター
大阪ファミリー相談室
(FPIC)

面接相談

日々の暮らしの中で抱えてしまう悩みや葛藤などまわりの人に相談しにくい困りごとの相談を、経験豊富な担当者がお受けします。

- * 自分自身への悩み
自分らしく生きるには など
- * 夫婦間の悩み
性格や価値観のズレ、子育ての悩みなど
- * 離婚をめぐる悩み
なにを決めたらいいの？
- * 子どもをめぐる悩み
子育てやしつけ、不登校、非行など
- * 面会交流の悩み
ルール作り、再婚時の対応など
- * 親族関係の悩み
老親の扶養、遺産をめぐる争いなど
- * 後見に関する問題
高齢者の財産管理など
- * 対人関係の悩み
職場、近隣との人間関係など

標準相談料（税込）

60分まで	5,000円
90分まで	7,000円

面会交流の援助

別居や離婚によって子どもと暮らせなくなった親と子どもの面会交流の実施を援助します。

援助を希望される方は、調停その他でとり決めをされる前に、必ず当室へご相談ください。実情を伺い、当室のルールをご了解いただいたうえで、契約させていただきます。

両親それぞれからのお申込みが必要です。



このような援助をいたします

- * 面会交流の付添い
- * 面会交流時の子どもの受渡し など

標準援助料（税込）

事前面接	父母それぞれ	5,000円
申込金（1年間）	1ケース	10,000円
援助料（毎回）	1ケース	10,000円

離婚協議等調停手続（ADR）



法務大臣による裁判外紛争解決手続きの認証制度
認証年月日 平成21年4月15日 認証番号 27号

話し合いができずに悩んでいるあなた。ひとりで悩みをかかえないで、話しあってみませんか。

「かいけつサポート」として法務大臣から認証を受けている私たちがお手伝いします。

夫婦でよく話し合い、お互い納得のいく答えを見つけて、新しい一歩を踏み出してください。

この調停は夫婦同席で行います。

紛争の迅速な解決を目指して、休日や夜間でも調停を開きます。集中した期日設定も可能です。合意ができると、調停合意書を作成します。

安心してご相談（無料）ください。詳しいことは電話または当室のホームページ※で。

- ※ 「大阪ファミリー相談室」で検索し、「公益社団法人家庭問題情報センター大阪ファミリー相談室」のページを開いてください。

調停費用（税込）

調停開始手続費用	それぞれ	3,000円
調停実施費用（毎回）	それぞれ	10,000円

4 公費による助成—養育費取決めサポート事業

(1) 開始時期

2020年8月

(2) 経緯

養育費の民間保証や公的立替は、養育費の取決めについての調停調書や公正証書などの債務名義がなければ、利用することができない。そもそも債務名義を作成していないひとり親が多数いるという現状を考慮して、債務名義を取得するための支援を開始した。

(3) 内容

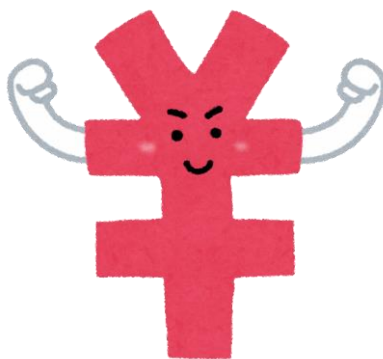
① 手続支援

養育費の取決めについての調停申立書の書き方や必要書類の準備など、手続の方法をアドバイスする。

② 費用補助

養育費の取決めについての調停申立手続費用や公正証書の作成費用（実費全額）を補助する。

- ※ 調停申立手続費用…3000円程度
- 公正証書作成費用…1～3万円程度



(4) 実績

申込件数 34件 (子ども63人)

番号	監護親 (申込者)	こどもの数	未就学	小学生	中学生	高校生 以上	費用補助	相談対応
1	母	2	2				公正証書	
2	母	2	2				公正証書	
3	母	2	1	1			公正証書	
4	母	2	1	1			公正証書	
5	母	1	1				公正証書	
6	母	2		2			公正証書	
7	母	1	1				公正証書	
8	母	2	1	1			公正証書	
9	母	3	1	2			公正証書	
10	母	3	3				公正証書	
11	母	1	1				公正証書	
12	母	2	2				公正証書	
13	母	2			1	1	公正証書	
14	母	2	2				公正証書	
15	母	2		2			公正証書	
16	母	2	2				公正証書	
17	母	1	1				公正証書	
18	母	3	3				公正証書	
19	母	2		2			公正証書	
20	母	1	1				公正証書	
21	母	2	1	1			公正証書	
22	母	1	1				公正証書	
23	母	3		1	1	1	調停申立	
24	母	3	1	2			調停申立	
25	母	2		1	1		調停申立	
26	母	3		3			調停申立	
27	母	3		1		2	調停申立	○
28	母	1	1				調停申立	○
29	母	1	1				調停申立	○
30	母	1		1			調停申立	○
31	母	1			1			○
32	母	2		2				○
33	母	1		1				○
34	母	1		1				○

母	合計(人)	～6歳(未就学)	費用補助	相談対応
34	63	30	30	8
父	子1人(件)	7歳～12歳(小学生)	公正証書	
0	12	25	22	
	子2人(件)	13歳～15歳(中学生)	調停申立	
	15	4	8	
	子3人(件)	16歳～(高校生以上)		
	7	4		

(5) 効果


申込みが継続的にある状況から判断すると、費用の負担が債務名義の作成を躊躇する原因の一つになっていたことが窺える。

公費による助成は、養育費の債務名義を取得する動機付けとなっており、養育費の取決めについて一定の効果を上げていると考えられる。

費用はそれほど高くないことから、他の自治体でも同じように実施することは十分可能である。


お子さんの生活・将来のために 2020年8月
スタート

養育費の取り決め 明石市がサポートします

Q. 裁判所の手続きって
自分でできるの？ 

**A. 手続きの仕方を
アドバイスします!**

申立書の書き方、必要書類の準備に不安がある方はご相談ください。

Q. 取り決めて
お金かかるんでしょ？ 

**A. 取り決めにかかる
費用を補助します!**

調停調書の作成には3千円程度、公正証書の作成には1~3万円程度かかります。⇒全額補助で負担軽減!

◎対象となる方

- ✓ こどもが明石市に住んでいる
- ✓ こどものために、養育費をしっかり取り決めたい方

※費用補助の対象は、令和2年7月1日以降に養育費の取り決めについて裁判所に申立てを行った方または公正証書を作成した方です。

養育費について取り決めをしておくことはお子さんの生活や将来のために大切なことです。
取り決める際には、調停調書や公正証書など公的な書類にしておくことで、万が一不払いの際に差し押さえ等ができるようになります。

お問い合わせ先
明石市 市民相談室
電話 078-918-5240
FAX 078-918-5102
E-mail soudan@city.akashi.lg.jp

これから離婚する方も

まずはお気軽に
お問い合わせください

取り決めをせずに
離婚した方も

